

令和7年4月吉日

お客さま各位

大東京信用組合

契約終了後の融資契約書類のお取扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合ではこれまで、お客さまのご返済によってご契約が終了しました「金銭消費貸借契約証書」等の融資契約書類について、お客さまにご返却しておりましたが、お客さま情報保護等の観点から、令和7年5月1日(木)より、下記のとおり取扱いを変更させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問合せください。

記

1. 融資契約書類については、融資完済後一定期間当組合で保管したうえで、責任を持って廃棄させていただきます。
2. 融資契約書類の返却をご希望される場合は、ご契約終了後1か月以内にお取引店舗までお申出いただくようお願いいたします。
3. 不動産担保設定に係る契約書類につきましては、従来通りご返却いたします。詳細につきましては、個別に取引店舗からご連絡差し上げます。

以 上

